

## 南那須地区広域行政事務組合告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条の規定により準用される地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により令和 7 年度及び令和 8 年度に組合が発注する一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査受付期間等を定めたので、法第 292 条の規定により準用される政令第 167 条の 5 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）及び南那須地区広域行政事務組合建設工事等執行規則（平成 17 年南那須地区広域行政事務組合規則第 7 号）第 4 条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 6 年 11 月 20 日

南那須地区広域行政事務組合長 川 俣 純 子

### 1 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

### 2 各資格審査共通の資格要件

次の(1)から(5)のいずれかに該当する者は、入札参加資格を認められない。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められている者
- (4) 国税又は地方税に未納がある者
- (5) 次のいずれかに該当する者
  - ア 令和 7 年度及び令和 8 年度における競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - イ アの申請に係る提出書類中、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

### 3 発注の種類による資格要件等

#### (1) 建設工事に係る発注について

ア 組合が発注する建設工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事とする。

イ 建設工事に係る要件は、次の要件を満たすものとする。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けている者
- ② 建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国

土交通省告示第 85 号。以下「告示」という。) 第 1 の第 1 号の 2 に規定する審査基準日 (以下「審査基準日」という。) が令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの間にある経営事項審査 (告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。) を受けており、建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けている者

③ 審査基準日の直前 2 営業年度において、完成工事高のある者

ウ 建設工事に係る競争入札参加資格は、競争入札参加資格を認められない者に該当する場  
合を除き、経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。  
(経営事項審査評価事項とは、審査基準日における経営事項審査の項目のことを指す。)

(1) 測量・建設コンサルタント等に係る発注について

ア 組合が発注する測量・建設コンサルタント等は、次に掲げるとおりとする。

業種区分	業務内容
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
建設コンサルタント	建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、耐震診断、地区計画及び地域計画、調査)、土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川、海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、農業土木、建設環境、その他
地質調査	地質調査
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
その他の業種	電気通信設備調査・設計、情報処理システム調査・設計、工事監理(電気通信)、航空・宇宙関連調査・設計等

イ 測量・建設コンサルタント等業務に係る要件は、次の要件を満たすものとする。

- ① 希望する業務について、直前 2 営業年度において、業務実績のある者
- ② 営業に関し、法律上必要とする資格を有する者

(2) 物品製造・役務の提供等に係る発注について

ア 組合が発注する物品製造・役務の提供等は、次に掲げるとおりとする。

① 物品の製造・販売に関する分類

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、警察用装備品類 (消防用品含む)、その他

② 物品の買受けに関する分類

立木竹、その他

③ 役務の提供等に関する分類

広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備

イ 物品・役務等の提供に係る要件は、次の要件を満たすものとする。

① 営業に関し、法律上必要とする資格を有する者

4 受付期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月17日（金）まで

5 受付方法

持参又は郵送（簡易書留又はレターパックプラス）

※ 持参の場合、受付時間は土日及び祝日、年末年始（12月28日から1月5日まで）を除く、平日の8時30分から12時及び13時から17時までとする。

※ 令和7年1月17日の消印有効

6 提出書類及び提出先

別紙「競争入札参加資格審査申請書（標準様式）記載要領」及び各種「申請要領」参照

7 競争入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

8 その他

- (1) 当組合の構成市町である那須烏山市、那珂川町の令和7・8年度入札参加者名簿に登録されている事業者については、当組合の入札参加資格者名簿に登録されたものとみなしますので、申請は不要です。
- (2) 随時審査による競争入札参加資格及び審査の受付期間等については、別に公示する。
- (3) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格及び審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。